

条例の主な内容

項目	内容
廃棄物処理票	排出事業者が産業廃棄物を自ら処理する場合でも、法のマニフェストに準じた「廃棄物処理票」の作成、交付、携行、保存を義務付ける。
自社処分場への搬入時間の制限	自社処分場（積替保管・中間処理・最終処分）への夜間（午後10時から午前6時まで）の搬入の原則禁止
収集運搬車両へのステッカーの表示	収集運搬業の許可を有する事業者の登録車両に、ステッカーによる表示を義務付ける。
小規模産業廃棄物処理施設への許可制の導入	法の許可対象規模未満の施設で、事業場以外に設置する焼却施設、破碎施設、積替え保管場について、許可制とする。

イ 県独自条例の制定

(ア) 廃棄物条例（千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例）

県内で発生している不法投棄においては、法を逸脱し、又は法を悪用した、いわゆる自社処理を装う悪質な行為が、主な原因となっていました。

そこで、現行の廃棄物処理法では十分な対応が図れないことから、法の厳格・適正な運用とともに、それを補完するため、主に下記の規制を行う「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を14年3月26日に制定し、10月1日から全面施行しました。

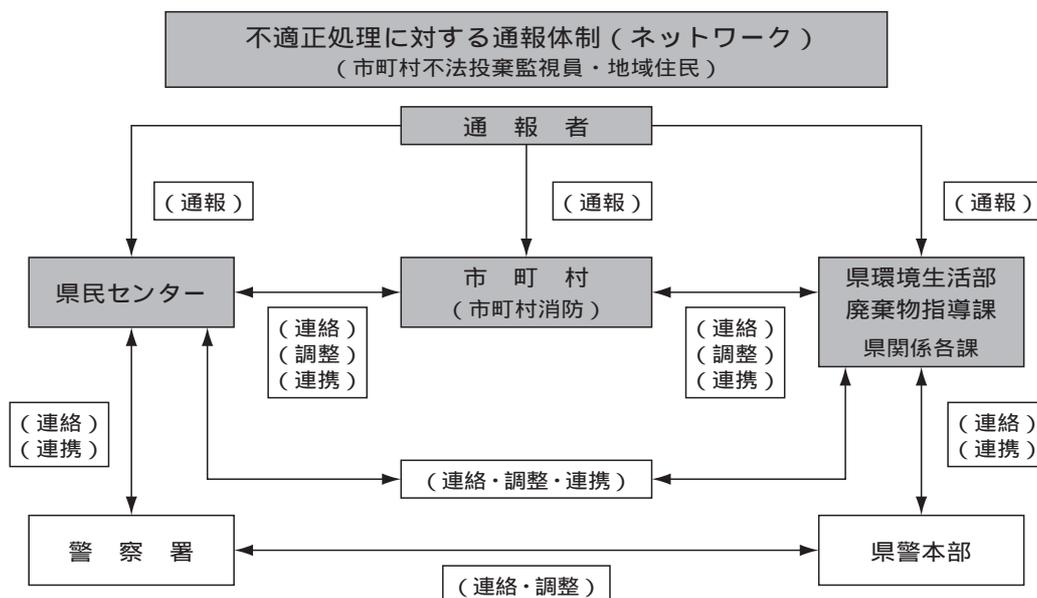
(イ) 硫酸ピッチ条例（千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例）

硫酸ピッチは、一旦生成されると不法投棄につながり、県民の生活環境や自然環境へ悪影響を及ぼしている状況に対する抜本的な対策として、硫酸ピッチの生成そのものを禁止することが必要であることから、県独自に、不正な利益を図る目的による硫酸ピッチの生成そのものを禁止する「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」を19年7月10日に制定し、19年9月1日から施行しました。（詳細は、P29のとおり）

ウ 不法投棄撲滅ネットワークの整備

不法投棄等不適正処理された産業廃棄物は、火災や水質汚濁、悪臭や堆積物の崩落などの危険性を内包しており、生活環境に大きな影響を与えます。

このため、県では不法投棄等の撲滅に向けて



行政機関のみならず、県民にも協力を呼びかけ、県民と一体となった全県的な不法投棄撲滅のための運動を促進して早期発見・早期対応に努めています。

県では、「ストップ・ザ・不法投棄」を県民へアピールするため、産業廃棄物だけでなく家電製品等一般廃棄物を含めた不法投棄防止についてのパンフレットを作成し、啓発に取り組んでおります。

また、不法投棄等の情報を早期に得て迅速な対応を図るため、2年度から市町村が設置する「不法投棄監視員制度」の運営に対しその費用の一部を助成しており、18年度は43市町村（監視員数921名、千葉市、船橋市を除く）に対し補助金を交付しました。

※県では、県民からの不法投棄等の通報に対して、廃棄物指導課内に専用電話を設置して、勤務時間内は勿論のこと、土日・祝祭日を問わず365日、受け付けて対応しています。

産廃・残土県民ダイヤル 043 - 223 - 3801

エ 支障除去事業の実施

不適正処理された産業廃棄物は行為者等の原因者が適正に処理することが原則です。そのため、行為者に対する撤去に併せて不法投棄された産業廃棄物の排出事業者の特定にも努め、排出事業者に対し撤去を強く指導しています。その結果、行為者や排出事業者による撤去が行われたものもあります。

しかしながら、行為者等による撤去が見込めない場合で、かつ地域住民の健康への影響等、生活環境保全上に顕著な支障が生じた場合、または、生じるおそれがある場合には、県は県民の生活環境を保全するため、行為者等にかわり、国の支援や（社）千葉県産業廃棄物協会等の関係団体の協力等を活用して支障除去事業を実施しています。

（支障除去事業の主な事例）

○ 家屋解体に伴い発生した木くずをチップにしてリサイクルと称して不法に堆積した現場から火災が発生し3週間燃え続け、鎮火後も小規模

火災を繰り返し、再出火の発生が危惧される状態が継続したことから、火災発生防止対策としての支障除去事業を実施しました。

図2 6 17 支障除去事業
（不法堆積された木材チップの除去）



○ 硫酸ピッチ入りドラム缶が崖の上から不法投棄され硫酸ピッチが河川等に流出したり、倉庫に不適正に保管された硫酸ピッチ入りドラム缶から硫酸ピッチが漏れ出したりして、生活環境保全上の支障が生じるおそれが顕著になったことから硫酸ピッチを撤去又は中和処理する支障除去事業を実施しました。

図2 6 18 支障除去事業
（不適正保管の硫酸ピッチの撤去）



○ 屋外に不適正保管されていた廃コンデンサ等にPCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む油が使用されていたことが発覚し、錆等の腐食の進行によりPCBの漏出拡大が危惧されたことから、漏出防止対策としての支障除去事業を実施しま

した。

(4) 県外産業廃棄物の適正処理に関する指導

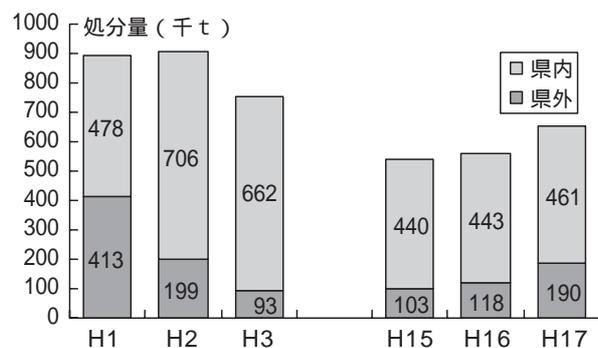
県外産業廃棄物の県内流入を抑制することで県内産業廃棄物の処分容量の確保と最終処分場の延命化を図るとともに、県外産業廃棄物の流入に伴う不法投棄等の不適正処理を防止するため、2年4月から「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を施行し、最終処分については原則として協議数量の50%削減、県外の積替保管・選別施設経由の搬入禁止などについて指導しています(千葉市・船橋市は独自の要綱により指導)。

要綱では、県外産業廃棄物を県内で処理しようとする場合、排出事業者は事前に知事に対し、協議(最終処分)又は届出(中間処理等)を行うこととしており、18年度の事前協議及び届出の件数はそれぞれ350件及び12,153件でした。

県内の産業廃棄物処理業者による県外産業廃棄物の最終(埋立)処分量は、要綱施行前に比べ大きく減少し、17年度は、約19万トンと全体の約3割程度となっています。

(5) 特別管理産業廃棄物対策

図2 6 19 産業廃棄物処理業者による最終処分実績



(注) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告を基に廃棄物指導課集計。(千葉市、船橋市分を含む。)

ア ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策

*ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が13年7月15日に施行され、PCB廃棄物を保管する事業者はPCB廃棄物を適正に保管すると共に毎年PCB廃棄物の保管状況等を県又は政令市

等に届出することとされています。

この届出等によると、18年度末現在、高圧トランス約1千台、柱上トランス約19万2千台、高圧コンデンサ約9千台、安定器約18万台等が保管されています。また、高圧トランス約300台、柱上トランス約3万7千台、高圧コンデンサ約800台、安定器約1万6千台が使用されています。

PCB廃棄物については、28年7月14日までに処分しなければならないところから、事業者に対する広報や立入検査等により确实かつ適正な処理について指導しています。県内のPCB廃棄物については、日本環境安全事業株式会社が東京都江東区に設置した東京PCB廃棄物処理施設(17年11月稼動)において、19年度から一部処分が開始されます。

イ アスベスト

アスベスト廃棄物については、建築物に吹き付けられたアスベストやアスベスト保温材などの特別管理産業廃棄物としての「廃石綿等」、石綿スレートやアスベスト成型板等の「石綿含有産業廃棄物」に区分されています。

18年度における廃石綿等を排出する事業場の立入検査等については、327事業場について実施し、そのうち41事業場に対して保管基準に関する指導を口頭で行いました。

また、排出事業者、産業廃棄物処理業者に加えて解体業者を対象とした講習会を開催し、アスベスト廃棄物の適正処理に努めるよう啓発活動を行いました。

廃石綿等については、固形化等の飛散防止措置を行い最終処分場に埋め立てています。

3. 関連対策

(1) 家畜排せつ物対策

ア 家畜排せつ物の現状

本県の畜産農業は、米、野菜と並び本県農業の基幹をなしており、全国的にも有数の畜産県として位置づけられています。

また、家畜排せつ物は、農産物や飼料作物などの生産においては有機質資源として利用され、

環境にやさしい農業の推進に貢献しています。

しかし、近年の畜産経営の規模拡大等により、家畜排せつ物の適正な管理と利用の確保が困難なものとなりつつあります。

さらに、各地域において、宅地開発等による混住化の進展も加わり、悪臭や害虫発生等の畜産環境問題が発生しています。(表2-6-17)

千葉県における家畜排せつ物量は年間約300万tであり、これを適切に処理、利用することが、地域の生活環境の保全と畜産経営の健全な発展のための重要な課題となっています。

家畜排せつ物の適正な処理は、堆肥舎や発酵処理施設等による堆肥化と活性汚泥法による浄化等が一般的であり、これら適切な処理を行うための施設整備がすすめられています。

このような中、11年11月1日には「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が公布され、畜産農業における家畜排せつ物の管理の適正化とその利用を促進するための措置が講じられることとなりました。

イ 家畜排せつ物処理対策

表2 6 17 畜産に係る環境問題の発生状況

(単位：件)

種 別	15年	16年	17年	18年	19年
悪 臭	130	123	121	130	132 (66%)
水質汚染	48	35	28	25	34 (17%)
害虫発生	23	22	28	24	25 (13%)
そ の 他	16	18	10	3	8 (4%)
計	217	198	187	182	199 (100%)

(注) 畜産経営環境保全総合対策指導事業調査による。

県では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、「千葉県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を定め、処理施設の整備や堆肥等の利用促進などの目標を設けて、家畜排せつ物の適正な処理及び利用を推進することとしています。

このため、各種補助事業や畜産環境整備リース事業、制度資金等の活用により、家畜排せつ物処理施設の整備の効率的な推進を図っています。

さらに、有効なバイオマス資源である堆肥の

流通及び利用の促進を図るため、県で構築した堆肥情報の提供システム（堆肥利用促進ネットワークシステム）の活用を図るとともに、畜産部門と耕種部門からなる「畜産環境保全対策推進協議会堆肥利用推進部会」において、家畜排せつ物などの有機質資源の地域循環システムの構築などについて、検討を進めています。

また、各農林振興センター毎に「畜産環境保全対策地域推進会議」を開催するとともに、関係機関の連携のもと指導啓発を行い、畜産経営に起因する環境問題への適切な対処を図っています。

(2) 建設リサイクル法

建設廃棄物は産業廃棄物排出量の約2割を占めており、さらに最終処分量の約2割を占めています。

このような状況の中で、建築物の解体等の工事に伴い発生する建設資材について廃棄物となったものを再生資源化し利用することによって、資源の有効な利用の確保や廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全や国民経済の健全な発展に寄与するため、12年5月31日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が制定され、14年5月30日に本格施行されています。

ア 法の概要

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事や新築工事等において、対象建設工事となる場合には

- * 発注者には、知事等（特定行政庁）への事前の届出の義務付け
- * 受注者には、発注者への説明・報告や工事受注者としての工事業の登録又は建設業法に基づく許可の取得

また分別解体等、再資源化等の実施等についての義務付け等が規定されています。

19年3月末現在、県及び特定行政庁が発注者